

田園歴史的風致土地利用推進事業（新規）

【 9（0）百万円】

対策のポイント

農村における良好な景観形成の促進や歴史的価値が高い農業用排水施設の保全・管理については、歴史的風致維持向上計画に位置づけしつつ、適切な措置が図られるよう景観農業振興地域整備計画との一体的な取組を強化し、景観と調和した農業的土地利用の誘導や支援について検討します。

（景観法に基づく景観農業振興地域整備計画策定の推進）

- ・ 良好な景観保全との調和を図るためには土地利用が適切に行われる必要があるが、市町村における景観農業振興地域整備計画策定に向けた取組が低迷している状況にあり、策定数の増加に向け、取組を強化する必要があります。

（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律）

- ・ 一方、地域における歴史的風致の維持及び向上を図るため、文部科学大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣による基本方針の策定、市町村が作成する歴史的風致維持向上計画の認定制度の創設、当該認定に基づく関係法律の特例措置等を講ずることにより、個性豊かな地域社会の実現を図り、もって都市の健全な発展及び文化の向上に寄与することを目的として平成 20 年 11 月 4 日に施行されました。

政策目標

意欲に溢れ豊かで住みよい農村の実現を図るため、平成 25 年度までに景観農業振興地域整備計画を目標値 50 計画の作成に向け事業を推進。

<内容>

景観農業振興地域整備計画等推進のための支援

- ①良好な農村景観形成のための指針（仮称）の作成、配布をします。
- ②計画策定に意欲的な市町村へのアドバイザーの派遣による直接支援を行います。
- ③計画の推進状況の把握及び課題・対処方針の検討をします。

<事業実施主体等>

1. 事業実施主体 民間団体（公募）
2. 補助率 定 額
3. 事業実施期間 平成 21 年度～平成 25 年度

【担当】 農村振興局農村計画課

松澤・金子（03）3502-6004（直）